

## 地方独立行政法人長野市民病院の財務諸表の確認方針（案）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項に基づき、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）の財務諸表の承認に係る意見を述べるに当たっては、この方針に基づき財務諸表の確認を行うものとする。

### 1 基本的事項

財務諸表は、市民その他の利害関係者に法人の財政状態、経営成績等を適正なものとして示される必要があるが、監事の監査対象にもなっていることから、評価委員会における確認は、合規性及び主要な計数等の表示内容について実施するものとする。

### 2 財務諸表の確認事項

#### (1) 提出書類

##### ア 財務諸表

書 類		根 拠
(A)	貸借対照表	法第 34 条 第 1 項
(B)	損益計算書	
(C)	利益の処分又は損失の処理に関する書類	
(D)	キャッシュ・フロー計算書	規則第 9 条
(E)	行政サービス実施コスト計算書	(※ 1)
(F)	附属明細書 a 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費並びに減損損失の明細 b たな卸資産の明細 c 有価証券の明細 d 長期貸付金の明細 e 長期借入金の明細 f 移行前地方債償還債務の明細 g 引当金の明細 h 資産除去債務の明細 i 保証債務の明細 j 資本金及び資本剰余金の明細 k 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 l 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細 m 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 n 地方公共団体等からの財源措置の明細 o 役員及び職員の給与の明細 p 開示すべきセグメント情報 q 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	法第 34 条 第 1 項 及び 会計基準 (※ 2)

※ 1 地方独立行政法人長野市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

※ 2 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

イ 添付書類

書 類		根拠
(A)	事業報告書	法第 34 条第 2 項
(B)	決算報告書	
(C)	監事の意見(財務諸表と決算報告書に関する意見)	

(2) 確認事項

項 目	確認事項	内 容
提出書類	提出期限の遵守 (法第 34 条第 1 項)	財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後 3 月以内の提出
	すべての必要な書類 の提出 (法第 34 条第 1 項) (規則第 9 条) (会計基準)	財務諸表及び添付書類
財務諸表の整合	事業年度の整合 (法第 32 条第 1 項)	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	会計基準との整合 (法第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認</li> <li>・合計等の基本的な計数の整合</li> <li>・主要表と附属明細書など書類相互間の整合</li> </ul>
監事の意見	意見書 (法第 34 条第 2 項) (法第 13 条第 5 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事の意見の確認</li> <li>・監事の設立団体の長への意見提出</li> </ul>
その他	中期計画との整合	短期借入金の限度超過の有無

## 地方独立行政法人法（抜粋）

### （役員の職務及び権限）

#### 第13条 第1項から第4項まで略

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

### （事業年度）

第32条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の3月31日（1月1日から3月31日までの間に成立した地方独立行政法人にあっては、その年の3月31日）に終わるものとする。

### （企業会計原則）

第33条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

#### 総務省令 ⇒ 地方独立行政法人法施行規則

### （会計の原則）

第1条 地方独立行政法人の会計については、この省令に定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 地方独立行政法人に適用する会計の基準として総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準は、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

### （財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第130条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載

した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

## 地方独立行政法人長野市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

### （財務諸表）

**第9条** 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

### （財務諸表等の閲覧期間）

**第10条** 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

## 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

### 目次

#### 第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解

第1節 ～ 第13節（略）

#### 第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第1節 一般原則

第2節 概念

第3節 認識及び測定

第4節 財務諸表の体系

第5節 貸借対照表

第6節 損益計算書

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類

第9節 行政サービス実施コスト計算書

第10節 附属明細書及び注記

第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理

第12節 区分経理の会計処理

第13節 連結財務諸表

第14節 合併に関する会計処理

## 第 10 節 附属明細書及び注記

### 第 76 附属明細書

公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注 51)

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 移行前地方債償還債務の明細
- (7) 引当金の明細
- (8) 資産除去債務の明細
- (9) 保証債務の明細
- (10) 資本金及び資本剰余金の明細
- (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (12) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細
- (13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (14) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (15) 役員及び職員の給与の明細
- (16) 開示すべきセグメント情報
- (17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

#### <注 51 > 附属明細書による開示について

- 1 セグメント情報との関係、住民等に対する情報開示等の観点から、公営企業型地方独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。
- 2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。